

岩産育セ第8号  
平成23年3月25日

認定業者・協会員 各位

岩手県産業廃棄物処理業者育成センター  
所長 門脇 生男

### 基準適合産業廃棄物処理業者認定制度について

このたびの東北地方太平洋沖地震で被害に遭われた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の大災害の影響を考慮し、岩手県から別紙のとおり平成23年度の格付け認定を延期すること、また平成23年度に期間満了する認定業者の認定期間を12月の臨時認定まで延長することとなりました。

平成23年度の臨時認定の受付は、9月下旬頃を予定しておりますのでその際は改めてご案内申し上げます。

なお、法改正に伴い国の優良産廃処理業者認定制度との整合性を図るため当センターの評価項目の見直しを行う予定です。主に事業の透明性に係る基準（インターネットでの情報公開）に係る評価項目については変更がありますので下記URLの環境省ホームページの優良産廃処理業者認定制度のマニュアルを参考に更新又は、公表など取組んでいただければと考えております。

#### 【環境省】 優良産廃処理業者認定制度のマニュアル

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>

(社)岩手県産業廃棄物協会  
岩手県産業廃棄物処理業者育成センター  
〒020-0023  
盛岡市内丸16-15 内丸ビル5F  
TEL019-625-2203/FAX019-624-1920  
担当：小原・菊池



資 循 第 6 1 6 号

平成 23 年 3 月 23 日

産業廃棄物処理業者育成センター

所 長 門 脇 生 男 様

岩手県環境生活部長



格付け認定期間の延長について

このことについて、今般の災害に係る影響を考慮し、下記のとおり対応するようお願い  
します。

記

- 1 平成 23 年度の格付け認定を 12 月まで延期し、業務規程第 21 条に基づき 12 月に臨時  
格付け認定を実施する。
- 2 平成 23 年度に期間満了する認定業者の認定期間を 12 月の臨時認定まで延長する。
- 3 前項 1 及び 2 について、平成 23 年度に期間満了する認定業者へ連絡するとともに、セ  
ンターのホームページで周知するものとする。

担当：資源循環推進課 佐藤

TEL：019-629-5366

FAX：019-629-5369